

天草地域自立支援協議会 規約

(設置)

第1条 天草地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）

第89条の3に基づき、天草市、上天草市及び苓北町により共同して設置する。

(目的)

第2条 障害者基本法第3条に掲げる基本的理念を尊重しつつ、天草地域における障がい者（児）の生活の質の向上を目指し、関係団体等が連携を深めることにより、福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この規約において、相談支援事業者とは、各市町で実施している障害者総合支援法第77条第1項第3号に規定する事業（以下「相談支援事業」という。）の委託を受けた指定特定相談支援事業者のことをいう。

2 この規約において、天草地域とは天草市、上天草市及び苓北町のことをいう。

3 この規約における用語の意義は、前項に定めるもののほか、障害者総合支援法及び児童福祉法の例による。

(協議事項)

第4条 協議会は、第2条に掲げる目的を達成するため、次の各号について協議する。

- (1) 地域の関係機関によるネットワーク構築
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整（当該事例の支援関係者等による個別支援会議等を必要に応じて随時開催するものとする。）
- (3) 地域の社会資源の開発及び改善
- (4) 相談支援事業の評価
- (5) 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画について
- (6) その他必要と認められる事項

(構成)

第5条 協議会は、次の各号に該当する関係団体等であって、別表1に掲げる（1）～（7）団体の代表により構成する。

- (1) 障がい福祉サービス事業者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 障がい者関係団体
- (5) 雇用関係機関
- (6) 各種相談員及び民生委員児童委員
- (7) 行政機関（天草広域本部）

(役員)

第6条 協議会に会長1人、副会長1人、会計1人及び監事2人を置く

2 会長、副会長は、委員の互選により定める。

3 会計及び監事は、会長が指名する。

- 4 会長は、協議会の会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時はその職務を代理する。
- 6 会計は、協議会の収支に係る会計を行う。
- 7 監事は、協議会の業務執行及び会計の状況を監査する。
- 8 会長、副会長、会計及び監事の任期は3年とする。ただし、再任をさまたげない。
- 9 役員に交代があるときは、同団体の次の代表者が引継ぎ、任期は前任者の残任期間とする。

(全体会議の開催)

第7条 全体会議は、会長が招集するものとし、年1回以上開催する。ただし、特に必要と認められる場合は臨時に開催することができる。

- 2 全体会議は、第8条から第10条に定める会議等により挙げられた課題の解決について、運営会議又は行政機関への提言を行う。
- 3 全体会議は、各市町から求められた場合、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定及び変更について意見を行う。

(運営会議の設置)

第8条 協議会は、障がい者（児）の福祉に関する課題等を整理し、協議会の方向性及び各会議の日程調整、専門部会の追加及び統廃合などの検討を行うため、運営会議を設置する。

- 2 運営会議は、相談支援事業者及び市町等で構成する。
- 3 運営会議は、全体会議へ定例会及び専門部会からの活動内容及び課題等について報告する。
- 4 運営会議は、全体会議へ次会計年度の事業計画について報告を行う。
- 5 運営会議は、第15条に定める会計及び監査の結果を行政機関へ報告する。
- 6 運営会議は、全体会議からの提言及び定例会からの地域の課題等について、専門部会へ報告する。

(定例会の開催)

第9条 運営会議は、天草地域の現状及び課題について、天草地域の関係者が情報を共有する機会を確保するため、定例会を設置し、定期的に開催するものとする。

- 2 定例会は、別表2に掲げる団体の中から構成する。
- 3 定例会は、運営会議へ天草地域の現状・課題を集約し報告する。
- 4 定例会は、会議結果や情報共有について個別支援会議等へ報告及び提言を行う。

(専門部会の設置)

第10条 協議会は、次の専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

- (1) 児童部会 障がい児又はその疑いのある幼児・児童、及びその保護者に対する、成長、就学、学校生活及び地域生活等に関する課題の検討を行う。
- (2) 就労部会 障がい者の就労（一般就労及び福祉的就労）に関する課題について検討を行う。
- (3) 地域生活部会 在宅、施設入所及び入院等している障がい者が抱える課題について検討を行う。
- (4) 計画相談部会 相談支援専門員の計画作成上の課題解決及び困難事例の情報共有を行い、計画相談支援の質の確保を図る。
- (5) 精神障がい者支援部会 精神障がい者が抱える課題について検討を行う。

- 2 前項に定める各部会は、課題ごとに別表 2 自立支援協議会を構成する関係機関に掲げる団体の中から構成する。
- 3 部会は、相談支援事業者が運営する。
- 4 部会は、課題を把握し、解決に向けた検討及び活動を行う。
- 5 部会は、課題の検討結果及び活動内容について運営会議に報告及び提案する。
- 6 部会は、個別支援会議等へ検討結果及び活動内容について報告し、個別支援会議等の実施に際し支援を行う。
- 7 部会は、課題解決に向け事業計画を作成し、運営会議に提出する。

(個別支援会議等の実施)

第 11 条 障がい者（児）、指定特定相談支援事業者及びサービス事業者等により、個人の課題解決のため個人支援計画の作成及び支援体制の役割分担の調整を行う会議を実施する。

- 2 個別支援会議等により支援上の課題が挙げた場合、定例会へ報告する。

(事務局)

第 12 条 協議会の庶務は、2 市 1 町の障がい福祉主管課が事務局となり行う。

(報酬等)

第 13 条 協議会及び部会の委員は、無報酬とする。

(費用の負担)

第 14 条 第 7 条から第 10 条に定める協議会等の開催及び活動に関わる経費は、2 市 1 町で協議して負担する。

(会計監査)

第 15 条 監事は、次項に定める会計年度における協議会の収支について監査を行う。

- 2 会計年度は当該年の 4 月 1 日より開始し、次年の 3 月 31 日までとする。

(委任)

第 16 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成 20 年 2 月 19 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 20 年 7 月 23 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 22 年 8 月 4 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 24 年 2 月 14 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 25 年 2 月 28 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 26 年 3 月 6 日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年2月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年2月27日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年7月27日から施行する。